

事 務 連 絡  
令和3年2月25日

一般社団法人ペットフード協会会長  
一般社団法人日本ペット用品工業会会長 殿  
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長  
補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

日頃より、ペットフードの安全確保に御尽力いただきありがとうございます。

我が国から英国及び欧州連合向けに輸出するペットフード等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙EU-F1「英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、令和3年1月1日に英国が欧州連合から離脱したことに伴い、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知ください。

輸出者の行う事務は基本的に変更ありませんが、ご不明点等ありましたらご連絡ください。

#### 記

欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の登録を受けた施設が、英国向けにペットフード等の輸出を希望する場合には、英国の施設登録システムに登録することとする規定を置いたこと。

担当：

農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課  
愛玩動物用飼料対策班 露木、清水  
電話 03-3502-8111 内線4546  
FAX 03-3502-8275  
[pet\\_food@maff.go.jp](mailto:pet_food@maff.go.jp)